

# 便利でお得に健診(検診)を受診!! くしろ市民健診

問合せ 市役所健康推進課 (☎31-4524、4525)

くしろ市民健診では、1つの会場でがん検診と特定健診等を同時に受診することができます。がん検診は胃、肺、大腸の3つを同時に受診で**お得な特別料金**になります。

●**特定健診、健康診査、がん検診**

受付期間 5月6日(木)から受付開始  
※実施日の2週間前までにお申し込みください。

申込先 市役所健康推進課 (☎31-4524)

●**若者健診**

受付期間 7月21日(木)実施分▶5月17日(月)~6月25日(金)  
9月21日(火)実施分▶7月19日(月)~8月27日(金)

申込先 市役所健康推進課 (☎31-4525)

託児付き(要予約・無料)  
※就学前の子どもが対象です。  
※状況により実施できない場合があります。

●**日程・会場** 事情により、日程が変更となる場合があります。変更となる場合は市ホームページ等でお知らせします。

日程	7月21日(水)	9月21日(火)	11月16日(火)	12月27日(月)	1月31日(月)
時間	9:00~11:00	9:00~11:00	9:00~11:00	9:00~11:00	9:00~11:00
会場	コアかがやき	サンライフくしろ	コア鳥取	市役所防災庁舎	市役所防災庁舎

●**健診(検診)の種類・内容など** 釧路市に住民票のある方が対象です。それぞれ年1回のみ受診となります。

種類	定員	対象者	健診(検診)料金	内容
若者健診	80人	18~39歳で健診(血液検査)の機会が無い方 ※18歳は年度内19歳になる方が対象です。	無料	身体計測・腹囲・血圧測定・尿検査・血液検査・診察 ※市国保のオプション検査は受診できません。
特定健診	計40人	市国保加入の40~74歳の方	無料	
健康診査		医療保険加入者の被扶養者で40~74歳の方	ご加入の医療保険者にお問い合わせください	身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・診察
	生活保護受給者で40歳以上の方	無料 (事前に担当ケースワーカーに連絡してください)		
	後期高齢者医療制度に加入の方	500円		
がん検診(胃・肺・大腸)	各30人	40歳以上の市民の方	胃…1,140円 肺…370円(喀痰+610円) 大腸…550円 <b>3種同時…1,450円(喀痰+420円)</b>	胃:胃部X線検査(バリウム検査) 肺:胸部X線検査(問診結果により喀痰検査実施) 大腸:便潜血検査

胃、肺、大腸がんの検診を同時にすると特別料金でお得です!

## 「輝くまちづくり交付金」の提案事業を募集しています



この交付金は市民と行政が協働・連携して公益的な事業を実施することで、地域やまちの課題を共有し、課題解決や地域の活性化を図ることを目的としています。

市民の皆さんのまちづくりの精神を次世代に引き継ぎ、釧路市がより輝くよう、課題テーマに沿った事業の提案をお待ちしています。

●**提案できる団体**

市内に活動拠点があり、釧路市の活性化につながる事業を行うNPO法人、市民団体、民間事業者等

●**交付金総額** 300万円

●**課題とテーマ**(下記のいずれかに該当する提案)

- ①行政提案枠…「結婚支援に資する事業」「若者主体の釧路で働く未来づくり事業」「まちなか周遊の促進に資する事業」
- ②市民提案枠…「地域経済の活性化」「地域を担う人材育成」「安心して暮らせる都市」「若い世代を社会全体で支える」

のいずれかに該当する提案

●**事業の審査・選考**

公開発表(プレゼンテーション)による審査(6月上旬~中旬に実施)

●**交付金対象事業期間**

交付決定後から22(令和4)年3月31日(木)までに事業が完了すること

●**応募方法と募集期間**

5月14日(金)必着で、応募書類を市役所本庁舎2階市民協働推進課へ直接または郵送(メール提出不可)

※募集要綱・要領は、市役所本庁舎および各行政センター市政情報コーナー、各支所、公共施設等に設置しているほか、市ホームページにも掲載しています。

応募・問合せ先 市役所市民協働推進課(〒085-8505黒金町7-5 ☎31-4504)

これからの民生委員・児童委員活動に関するスローガン

## 「支えあう 住みよい社会 地域から」

「5月12日は民生委員・児童委員の日」

民生委員・児童委員について、市民の皆さんにもっと知っていただくためのPR活動や地区を担当する民生委員・児童委員が訪問活動等を行います。

日時 5月12日(水)~18日(火) ※民生委員・児童委員活動強化週間  
場所 市内21地区の民生委員児童委員協議会が、それぞれの地区内で実施します

こんな心配事、困り事はありますか?



民生委員・児童委員は、皆さんの暮らしを応援するため、国から委嘱された方です。

それぞれの地域で常に住民の立場に立って、身近な相談相手となり、必要な援助を行っています。

**心配事や困り事を独りで抱え込まないで、地域の民生委員・児童委員に相談しましょう。**

問合せ先 市役所地域福祉課(☎31-4536)、民生委員児童委員協議会事務局(☎24-2468) ※あなたの地域の担当民生委員・児童委員を知りたい場合は、お問い合わせください。



民生委員制度は17(平成29)年に100周年を迎えました